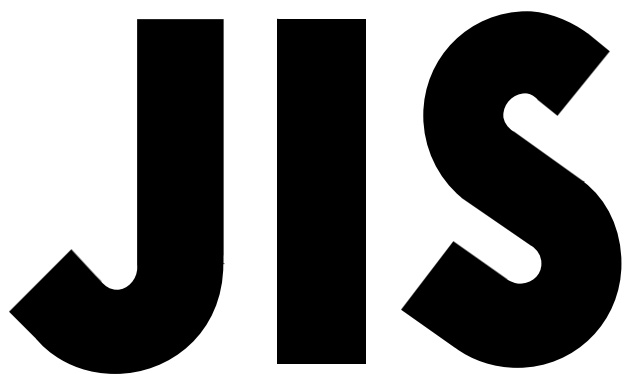




石油製品ーガソリンー鉛分の求め方

JIS K 2255 : 2015

(PAJ)

平成 27 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 48.4.1 改正：平成 27.11.20
官 報 公 示：平成 27.11.20
原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)
審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 試験方法の種類	3
4 一塩化よう素法	3
4.1 試験の原理	3
4.2 試薬	3
4.3 試験器	5
4.4 試料の採取方法及び調製方法	5
4.5 試験の手順	5
4.6 計算方法	6
4.7 結果の表し方	6
4.8 精度	7
4.9 試験結果の報告	7
5 原子吸光 A 法 (TOMAC 法)	7
5.1 試験の原理	7
5.2 試薬	8
5.3 試験器	8
5.4 試験器の調整	9
5.5 試料の採取方法及び調製方法	9
5.6 試験の手順	9
5.7 計算方法	11
5.8 結果の表し方	11
5.9 精度	12
5.10 試験結果の報告	12
6 原子吸光 B 法 (よう素法)	12
6.1 試験の原理	12
6.2 試薬	13
6.3 試験器	13
6.4 試験器の調整	14
6.5 試料の採取方法及び調製方法	14
6.6 試験の手順	14
6.7 計算方法	16
6.8 結果の表し方	16
6.9 精度	16

	ページ
6.10 試験結果の報告	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	18
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS K 2255:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

石油製品—ガソリン—鉛分の求め方

Petroleum products—Gasoline—Determination of lead content

序文

この規格は、1993年に第3版として発行された **ISO 3830** を基とし、技術的内容の一部を変更して作成した試験方法（一塩化よう素法）及び対応国際規格には規定されていない試験方法（原子吸光 A 法及び原子吸光 B 法）からなる日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、自動車ガソリン及び航空ガソリン中の鉛分を求める方法について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3830:1993, Petroleum products—Determination of lead content of gasoline—Iodine monochloride method (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

この規格の引用規格を、試験方法別に次に示す。次の試験方法別に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

a) 一塩化よう素法

JIS B 7411-1 一般用ガラス製温度計—第1部：一般計量器

注記 対応国際規格：**ISO 1770**, Solid-stem general purpose thermometers (MOD)

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 2203 灯油

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法

注記 対応国際規格：**ISO 3170**, Petroleum liquids—Manual sampling (MOD)

JIS K 2258-1 原油及び石油製品—蒸気圧の求め方—第1部：リード法

注記 対応国際規格：**ISO 3007**, Petroleum products and crude petroleum—Determination of vapour